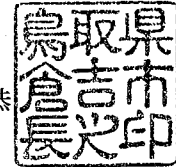


倉吉市公告第 12 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び倉吉市財務規則（平成 12 年倉吉市規則第 30 号。以下「規則」という。）第 104 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 28 日

倉吉市長 広田 一恭



1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度倉吉市農産品高付加価値化・観光産品開発業務
- (2) 業務場所 倉吉市 堺町二丁目
- (3) 業務概要 倉吉市農産品の高付加価値化、ブランド化に向けた調査及び観光産品開発業務
(詳細は別紙調査仕様書のとおり)
- (4) 履行期間 契約締結日翌日から令和 9 年 3 月 26 日

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札参加申込書の提出ができる者は、令和 8 年 5 月 1 日時点で次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - ① 政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
 - ③ この入札の公告から開札の時までの期間において、倉吉市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 鳥取県内に本店（本社）を有する者であること。
 - ⑤ 令和 8 年度～令和 10 年度倉吉市物品・役務等入札参加資格者名簿に記載があること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、本制限付一般競争入札の参加資格に関する確認資料等（以下、「資格確認資料」という。）を次のとおり提出しなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期限
令和 8 年 6 月 5 日（金） 午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法
資格確認資料は下記の場所に持参または郵送すること。
鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地 1 倉吉市経済観光部農林課
- (3) 資格確認資料の内容
 - ① 入札参加申込書（様式第 1 号、様式第 1 号つづき及び様式第 1 号別表）
 - ② 企画提案書（様式自由/A4 判・10 ページ程度）

企画提案書記載事項

- ・会社概要、業務実績一覧、担当者経歴・資格
- ・業務実施体制、仕様書各業務の企画内容
- ・その他アピールポイント 等

4 入札の手続き等

- (1) 入札執行の日時 令和8年6月9日(火) 午前10時30分
- (2) 入札執行の場所 倉吉市役所第2庁舎 会議室303
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 郵便等による入札 無効
- (5) 入札書に記載する金額

入札は、入札書(様式第2号)を使用し、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人による入札

代理人をして入札をさせようとするときは、必ず委任状(様式第3号)を提出すること。

- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 競争参加の資格がない者のした入札
- ② 郵便又は信書便による入札
- ③ 封書でない入札
- ④ 記名押印を欠く入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札又は入札金額の不鮮明な入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ⑧ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札

- (8) 落札者の決定方法

- ① この公告の業務を遂行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

- (9) 支払条件 原則、業務終了後(前金払可)

5 その他

- (1) この公告に係る照会窓口は、倉吉市経済観光部農林課（電話 0858-22-8157）とする。
- (2) 落札者の決定から規則第 82 条第 1 項に規定する本契約の締結又は成立までの間に、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は、落札者と本契約を締結しないことがある。この場合において、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (3) 入札参加者が 1 者であっても入札を執行する。
- (4) 質疑については、令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 5 時までに倉吉市経済観光部農林課に質問書（様式は自由とする）を提出すること。期間内に到達したものに限り受け付ける。
 - ① 提出方法 電子メール：nourin-ka@city.kurayoshi.lg.jp
※事前に質問を行う旨を倉吉市経済観光部農林課に連絡すること。
電話番号：0858-22-8157
 - ② 質問に対する回答の閲覧
原則として倉吉市のホームページにおいて閲覧に供する。
※閲覧期間は、令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 5 時まで

令和 年 月 日提出	課長	補佐	係長	審査者	設計者	合議

業 務 設 計 書

閲覧用

業務名 令和8年度 倉吉市農産品高付加価値化・観光産品開発業務

業務場所 倉吉市 堺町2丁目

設計金額 円 (うち消費税額 円)

内 訳

業務概要

作業内容及び数量

- 農産品のテキスト化 一式
- 観光産品開発 一式
- 報告書作成 一式
- 打合せ協議 一式

倉 吉 市

令和8年度倉吉市農産品高付加価値化・観光産品開発業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度倉吉市農産品高付加価値化・観光産品開発業務

2. 業務の背景・目的

農産品の高付加価値化、ブランド化については従前から取り組んでいるところであり、倉吉極実西瓜や梨等に成果が出ているところではあるが、更なる高付加価値化や他の農産品への展開が課題となっている。また農産品は時期が限られる中で、ニーズや販路は多様化しており、現状や課題を調査分析し、有効な手段を実施していく必要がある。

3. 契約期間

契約締結日翌日から令和9年3月26日

4. 契約形態

委託契約

5. 業務内容

本業務は以下の内容を中心に実施する。なお、業務遂行に必要な打ち合わせ・関係者調整等も含め、一括して受託者の責任において実施するものとする。

5-1. 農産品テキスト化

(1) 農産品テキスト化・コンテンツ制作

前年度調査から見いだした新たな倉吉産品及び製造インフラに関するデータ収集を行い、倉吉産品活用ワークショップを市民向けに行うとともに、プロモーションシートを作成し、プロモーション内容の精緻化と統合を行い、市民の認識向上を図るものとする。

(2) データ分析

プロモーション等に合わせて倉吉の商材のサンプリング配布とヒアリング調査を行い、次の注力商材選定に向けたデータ収集と分析を行うものとする。

5-2. 観光産品開発

(1) 観光産品の企画開発（3品の加工商材企画作成、プロダクト開発）

前年度調査で得た食品加工の協力事業者と企画会社が、調査結果を基に加工商材の企画開発を行うものとする。

(2) ブランディングPR（3品）

企画会社が、開発商材のプロモーションに向けたブランディング戦略を作成するものとする。

(3) 販売チャネル開発

地域会社が、開発商材の販売チャネル開発、営業を行うものとする。

6. 業務体制

- ・業務責任者

受託者は、本業務を統括する業務責任者を配置し、発注者との情報共有や進捗管理を行う。

- ・実施体制

原則として同一メンバーが一貫して担当する。人員変更等が必要な場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

- ・緊急時連絡体制

受託者は、緊急時の連絡窓口を設置するとともに業務全体が遅滞なく進行できるように連絡体制を整えるものとする。

- ・打合せ・協議

着手時・中間（複数回）・完了時を含め、受託者は適宜発注者と十分な打合せを行う。打合せ結果については議事録を作成し、相互に確認を行う。

7. 納品物・成果品

- ・中間報告書

調査結果の概要の経過などを含む。

- ・最終報告書

業務全体の成果、戦略・施策案、数値目標、推進体制等を整理し、紙媒体・電子データ（PDF、Word等）で提出。

8. 留意事項

- ・個人情報・守秘義務

業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様。

- ・契約不履行・違約金

成果物の不備等がある場合、契約書に基づき違約金等を適用する場合がある。

- ・その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定する。

内 訳 表

費目	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	1. 農産品のテスト化		式	1.0			
	2. 観光産品開発		式	1.0			
	3. 報告書作成		式	1.0			
	4. 打合せ協議		式	1.0			
	直接人件費計 ①						
直接経費	電子成果品作成費	その他の設計業務	式	1.0			電子成果品作成費 (千円) = 2.3X × 0.44 X: 直接人件費 (千円)
	直接経費計 ②						
	直接原価						①+②
	その他原価 ③		式	1.0			直接人件費 × α / (1-α) α = 25%
	一般管理費 ④		式	1.0			(直接原価 + その他原価) × β / (1-β) β = 35%
	業務価格						①+②+③+④
					改め		
消費税額							10.0%
合計							

様式第1号

入札参加申込書

倉吉市長 広田 一恭 様

令和8年5月28日に入札公告のありました、令和8年度倉吉市農産品高付加価値化・観光
産品開発業務に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて申込みします。

なお、提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

記

添付書類	<input type="checkbox"/> 様式第1号つづき (配置予定業務責任者調書) <input type="checkbox"/> 様式第1号別表 <input type="checkbox"/> その他()
担当者	部課名 担当者氏名 電話 / FAX E - Mail

様式第1号つづき

配置予定業務責任者調書

	回答欄
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	
保 有 資 格	

※配置予定業務責任者と入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの（資格
確認書の写し等）を添付すること。

様式第 1 号別表

入札に参加する者に必要な資格	<p style="text-align: center;">回答欄</p> <p>※該当箇所に『✓』及び必要事項を記載すること</p>
<p>地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する</p>
<p>会社更生法、民事再生法、商法の会社整理若しくは特別清算又は破産法による破産手続開始の申立てがなされている者</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する</p>
<p>倉吉市の競争入札参加に係る指名停止措置（この入札の公告から開札の時までの期間）</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 該当あり（ 年 月 日まで）</p>

様式第2号

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

入札者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人 住 所

氏 名

印

業 務 名	令和8年度倉吉市農産品高付加価値化・観光産品開発業務
入札金額	金 _____ 円

備 考

- 1 入札書は封書にし、その表面に件名並びに入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。
- 3 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当するものを記載すること。

様式第3号

委任状

令和 年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

委任者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人に定め、次の入札に係る一切の権限を委任します。

記

受任者 住 所

氏 名

印

入札に付する業務名

令和8年度倉吉市農産品高付加価値化・観光産品開発業務